

平成30年7月3日

保護者の皆様

大津市立長等小学校

校長 鈴木 靖彦

**「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」および「暴風を含む警報」に係る  
臨時休業等について**

初夏の候、保護者の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育推進に対しまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在発生しています台風7号の進路によっては、明日の接近も懸念されます。

つきましては、児童の安全を確保するため、下記の通り、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」発表にともないます非常措置をとりますので、年間を通じてご承知おきください。

なお、長等学区を含む警報発令時の地域名称は、『滋賀県』・『滋賀県南部』・『近江南部』・『大津市南部』です。

記

1 **午前7時**の時点において、テレビ・ラジオ放送などにより、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」（暴風警報、暴風雨警報、暴風雨洪水警報 等）の気象情報の報道がなされている時は、「臨時休校のテロップ」が流れていなくても**学校は臨時休業**となりますので、児童を自宅待機させてください。（メール配信はいたしません。）

**※裏面も必ずご覧ください。**

2 午前7時の時点において、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されていない場合は、自動的に臨時休業となることはありません。

ただし、次の場合には、児童の安全確保を最優先し、臨時休業や始業時刻の繰り下げ、終業時刻の繰り上げ等の措置を取ることがあります。

(1) 午前7時において、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されていない場合でも、警報発令が予想される場合

(2) 発令されていた「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が、午前7時より前に解除となった場合でも、通学路などで児童の登校に危険が予想される場合

(通学路に危険箇所がある場合は、学校に連絡してください。)

(3) 児童の登校後、「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」発表が必至と判断される場合や発表された場合

(4) 「大雨、洪水、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」以外の大雨・洪水・大雪等の警報が発表されており、児童の安全確保を最優先しなければならない場合

上記(1)(2)(3)(4)の場合は、本校独自の措置となりますので、『一斉メール配信』等により連絡します。未登録の方は、是非、登録をお願いします。

なお、急に臨時休業になった翌日については、学校から特別の連絡がない限り、時間割通りの学習準備で登校させてください。

3 上記以外でも、通学路に危険箇所がある場合、安全確保のため、登校を見合わせ、直ちに学校へ連絡ください。

<長等小学校 TEL 077-522-6669>

**※この文書は、保存をお願いします。**